

特定工場の壁面緑地に関する基準

(平成25年3月6日区長決定)

(目的)

第1条 この基準は、東京都板橋区工場立地法準則条例（平成25年条例第8号。以下「条例」という。）

第2条第1号で定める特定工場の壁面緑地について、必要な事項を定めることを目的とする。

(壁面緑地の定義)

第2条 建築物等施設の外壁部分で地上からほぼ垂直に設置された側面（以下「壁面」という。）に設けられる条例第2条第2号の基準に適合する緑化施設を壁面緑地とする。

(壁面緑地の面積の算定)

第3条 壁面緑地の面積は、別表により算出される面積とし、壁面が垂直面に対し45度以内の角度で傾斜している場合は、原則としてその垂直投影面積とする。

(委任)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は産業経済部長が別に定める。

別表

	壁面登はん型	壁面下垂型
補助資材あり	1 補助資材で覆われた面積	1 補助資材で覆われた面積 ただし、面積の算定上の高さは、最長で下垂高10メートルまでとする。
補助資材なし	1 植栽時にツル植物の長さが1メートル未満の場合、面積の算定上の高さは、緑地帯から1メートルとする。 2 植栽時にツル植物の長さが1メートルを超える場合、面積の算定上の高さは、その長さとする。	1 植栽時にツル植物の長さが1メートル未満の場合、面積の算定上の高さは、緑地帯又は植栽柵から1メートルとする。 2 植栽時にツル植物の長さが1メートルを超える場合、面積の算定上の高さは、その長さとする。 ただし、最長で下垂高10メートルまでとする。

※補助資材は、植物の生育を助けるため壁面に設置される土壌及び灌水装置を組み込んだ植栽基盤材等とし、植栽柵は、原則として100リットル以上の容量のものとする。

付 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。